

訂正事項

中核市になるための面積要件（教科書 27 頁）は、今年の自治法改正で削除されました。

政令指定都市は、教科書 25 頁では 13 市になっていますが、静岡と堺も指定されています。今度それに新潟と浜松が加わるようです（10 月 25 日朝日新聞報道）。

課題

大六法で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）、生活保護法、廃棄物処理法、および海岸法のいずれかを開き、どのような事務が法定受託事務とされているのか調べてみて下さい（鍵になる条文があります）。地方自治法の別表も確認しておくこと。法科大学院の方は、行政法の知識を思い浮かべながら感染症予防法をじっくり読んでご覧になるとよいと思います。

第 4 回 地方公共団体の事務

・旧制度

1. 自治事務

旧自治法 2 条 2 項 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

公共事務（固有事務）：住民へのサービス事務、地方税の賦課徴収など。

団体委任事務：都道府県警察の設置、国民健康保険事業の運営がその例。

行政事務：権力性のある事務。

2. 機関委任事務

(1) 定義および沿革

定義：国の事務を地方公共団体の長等に委任して実施させる仕組み

沿革：市制町村制（1881 = 明 21）

市制町村制理由書 「事務ヲ町村ニ委任セスシテ直接ニ町村長其他町村ノ吏員ヲシテ之ヲ委任ス」

旧自治法 150 条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

(2) 指揮監督権

都道府県知事や市町村長は、機関委任事務の実施に関しては、大臣の指揮監督下に置かれた。Cf. 旧国家行政組織法 15 条

(3)機関委任事務における権限行使のあり方

機関委任事務に関しては条例を制定できない。

法令の自主解釈権なし。

通達による指針設定

(4)職務執行命令の制度

制度の構成については、沖縄代理署名事件を想起。

・地方分権改革

1.改革の背景

中央集権型システムの欠点

法律の執行の局面に鈍感

行政環境の変化に対する感受性の欠如 ? 北部・中部ヨーロッパ型地方自治の注視

2.地方分権改革の流れ

93.1.4 民間政治臨調「地方分権に関する緊急提言」

2.23 経団連「21世紀に向けた行政改革に関する基本的考え」

6.3/4 衆参両院「地方分権の推進に関する決議」

10.27 第三次臨時行政改革推進審議会答申。二層制を前提とする改革

94.6.29 村山内閣成立

7.17 自治労「分権自治構想」

9.26 地方6団体が地方分権推進要綱を政府に提出

11.18 行政改革推進本部・地方分権部会による内閣の意思の確定

11.22 第24次地方制度調査会答申

95.7.3 地方分権推進法施行。地方分権推進委員会設置

10.11 地方分権推進委・くらしづくり部会設置

10.12 同・地域づくり部会設置

10.19 地方分権推進委「地方分権推進に当たっての基本的考え方・行政分野別課題審議に当たって留意すべき事項」

12.12 地方分権推進委「機関委任事務を廃止した場合の従前の機関委任事務の取扱いについて(検討試案)」「その他の事項についての委員長見解(要旨メモ)」

12.25 閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」

96.1.5 村山内閣総辞職。橋本内閣成立

1.8 自社さ「新しい政権に向けての3党政策合意」

2.29 橋本首相が4つの委員会の調整会議を開催

3.29 地方分権推進委「中間報告 分権型社会の創造」

- 4.18 地方分権推進委、行政関係検討グループ設置。補助金・税財源検討グループ設置
- 6.18 自民党行政改革推進本部「橋本行革の基本方向」を公表
- 10.4 地方分権推進委「機関委任事務の廃止に伴う事務の整理及び国の関与に関する考え方（たたき台）」
- 10.20 衆議院解散総選挙。自民党が第一党の地位を確保
- 11.19 総理府に行政改革会議を設置することを閣議決定
- 11.20 橋本首相「現実的で実現可能な勧告にしてもらいたい」と発言
- 11.28 行政改革会議の初会合
- 11.29 橋本首相衆議院で地方分権推進の決意表明
- 12.20 地方分権推進委「第一次勧告 分権型社会の創造 」「国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ」
- 97.7.8 地方分権推進委「第二次勧告 分権型社会の創造 ）」
- 9.2 地方分権推進委「第三次勧告 分権型社会の創造 ）」
- 9.3 行政改革会議の中間報告
- 10.9 地方分権推進委「第四次勧告 分権型社会の創造 ）」
- 12.3 行政改革会議の最終報告
- 12.24 自治省「機関委任事務の廃止後における地方公共団体の事務のあり方及び一連の関連する制度のあり方についての大綱」
- 98.5.29 閣議決定「地方分権推進計画」
- 6.9 中央省庁等改革基本法案成立
- 7.12 参議院選挙で自民党大敗。小淵内閣成立
- 8.7 小淵首相衆院で所信表明演説
- 11.19 地方分権推進委「第五次勧告」
- 12.3 西尾勝委員座長辞任表明
- 99.3.26 閣議決定「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」
閣議決定「第二次地方分権推進計画」
- 3.29 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」国会提出
- 7.8 同成立
- 7.16 同公布
- 00.4.1 同施行
-
- 01.6.14 地方分権推進委「最終報告」
- 01.7.3 地方分権推進法失効

3. 機関委任事務の廃止

		国の直接執行事務
機関委任事務	?	自治事務（約 6 割）
561 本の法律		法定受託事務（約 4 割）
都道府県 379		
市町村 182		

機関委任事務の問題点 地方分権推進委第一次勧告

国と地方公共団体とを上下・主従の関係に置く。

知事、市町村長が、地方公共団体の代表者としての役割に徹しきれない。

国と地方公共団体との間で行政責任の所在が不明確

地方の裁量的判断が狭くなっている。

硬直的で全国画一の行政システムが地域における総合行政の妨げになっている。

4. 自治事務における権限行使の基準

「地方自治の本旨」と「役割分担の趣旨」に則って法律を作る国会の義務（自治法 2 条 11 項）

通達の廃止 自主法令解释权の重要性 法令解釈・適用の能力の向上を図る必要性
条例制定の量と意義の増大

5. 法定受託事務（自治法 2 条 9 項）

中央省庁のまきかえしによる法定受託事務の増加

法定受託事務は地方公共団体の事務？ 地域における事務（自治法 2 条 2 項）

自治事務との区別の意義？ 国等の関与・・・これは次回

法定受託事務に係る審査請求（自治法 255 条の 2）？ 行政不服審査法 40 条 5 項

本来的法定受託事務と非本来的法定受託事務の区別？ ？ 条例制定権の範囲

処理基準（245 条の 9）の法的性質・・・これは次回